

平成 31 年 4 月 1 日
大阪府総務部契約局

ランダム係数処理の導入について

大阪府では、予定価格を事後公表している委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）に係る入札制度改善の取り組みとして、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という）を設定している案件について、電子入札システムによるランダム係数処理を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 ランダム係数処理について

最低制限価格算出基礎額及び低入札価格調査基準価格算出基礎額に、1～1.0050 までの範囲内の 0.0001 刻みの数値から、システムが無作為に選択した数値を乗じて算定する。

・最低制限価格 = 最低制限価格算出基礎額 × ランダム係数

・低入札価格調査基準価格 = 低入札価格調査基準価格算出基礎額 × ランダム係数

※詳しくは、「[大阪府総務部契約局委託役務業務の最低制限価格等算定要領](#)」をご覧ください。

2 適用時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する委託役務業務の電子入札案件について適用します。

問い合わせ先
総務部契約局 総務委託物品課 委託役務グループ
代表 06-6941-0351（内線 5346）